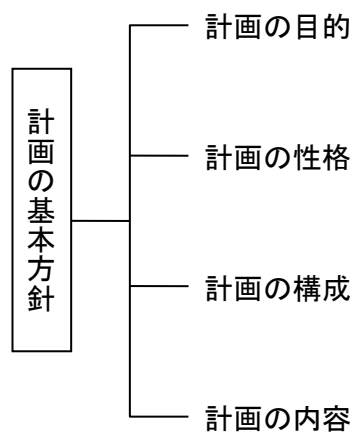


第 1 部

総 則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の基本方針



第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、宇部市防災会議が作成する計画であり、市の地域における風水害に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して宇部市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、宇部市の地域に係る風水害対策に関する基本計画であり、各種の防災に関する計画はこの計画の一環として体系化されたものである。
- 2 この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであり、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び山口県地域防災計画に抵触するものではない。
- 3 この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。
したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年宇部市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 4 この計画は、市が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱をも掲げて、これを総合化したものである。
- 5 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。
- 6 計画の具体的実施にあつては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 7 宇部市防災基本条例（平成 2 4 年 4 月 1 日宇部市条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、同条例第 3 条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。
- 8 計画の用語
この計画における用語の意義は、次のとおりとする。
 - （1）災対法
災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）
 - （2）救助法
災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）

(3) 激甚法

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

(4) 県

山口県

(5) 市

宇部市

(6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関

(7) 県防災計画

山口県地域防災計画

(8) 市防災計画

宇部市地域防災計画

(9) 防災業務計画

指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

[資料] 1－1－1 防災基本条例

第3節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 災害応急対策計画

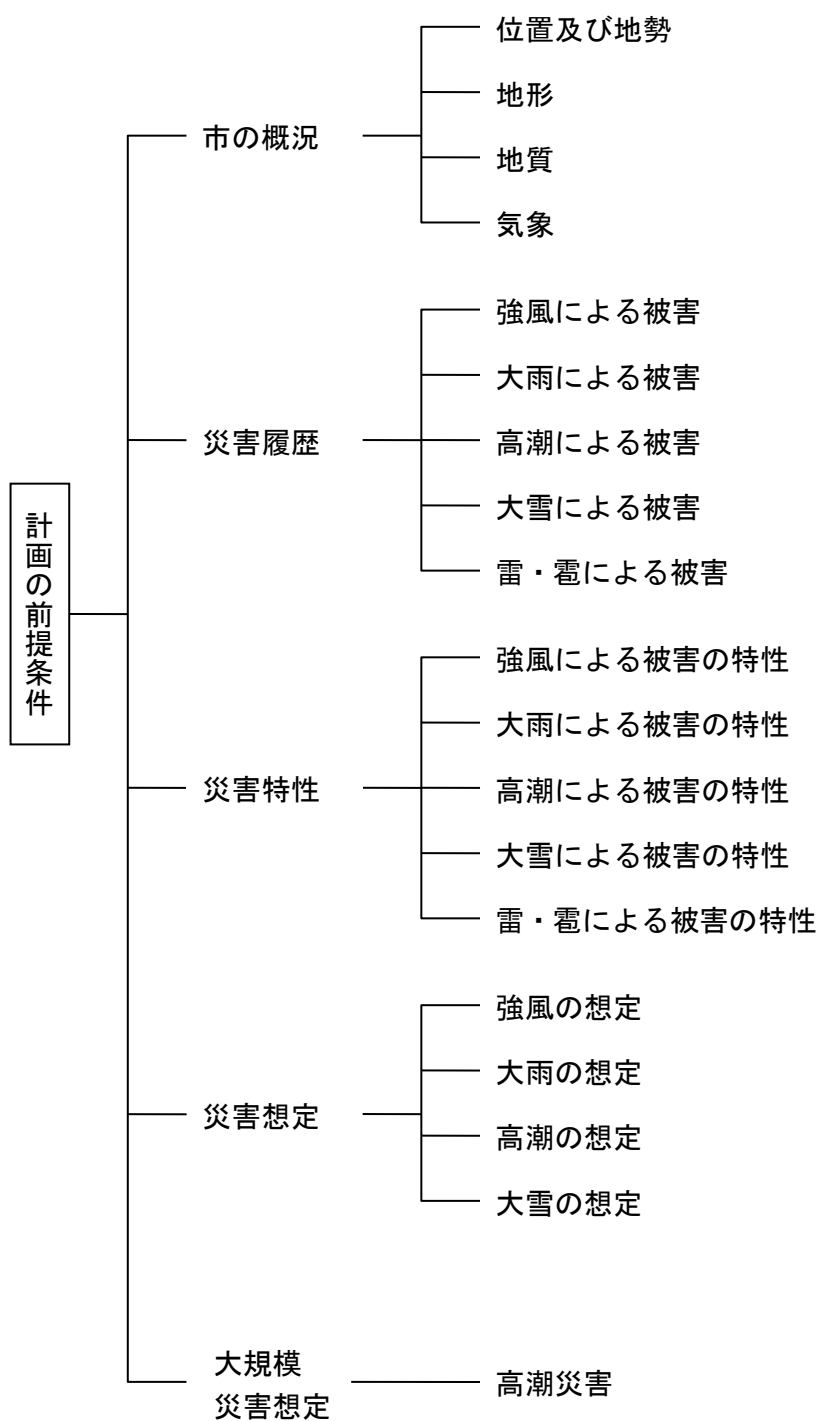
第4部 復旧・復興計画

第5部 資料

第4節 計画の内容

- 1 第1部総則は、計画の基本方針、前提条件、及び防災組織の責務を定める。
- 2 第2部災害予防計画は、平常時における災害の発生を未然に防止するため、または被害を最小限にするための計画を定める。
- 3 第3部災害応急対策計画は、災害が発生する恐れのある場合に、災害の発生を未然に防御するための計画または、災害が発生した場合に、災害の拡大を防止するためのまたは応急的に救助するための計画を定める。
- 4 第4部復旧・復興計画は、災害が発生したあとの災害復旧、復興計画の実施にあたっての基本的な方針を定める。

第2章 計画の前提条件



第1節 市の概況

第1項 位置及び地勢

本市は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

本市の位置は、次のとおりである。

方位	極限経緯度
東端	東経 131° 22′ 45″
西端	東経 131° 11′ 00″
南端	北緯 33° 55′ 23″
北端	北緯 34° 10′ 02″

市役所の位置は、北緯33° 56′ 54″ 東経131° 14′ 56″ である。

面積は、286.65km²である。（東西16.5km、南北27.4km）

また、標高は4.564mである。

第2項 地形

北部は、中国山脈の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっており、河川は厚東川及び有帆川水系が南流し、周防灘に及んでいる。海岸は、主に人工海岸が広がっている。

東部は、隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている。

一方西部は、厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、天井川の感がある。

第3項 地質

北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑な分布をし、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布している。

また、楠地域には、市の最高峰である標高459mの荒滝山をはじめ、標高458.6mの日ノ岳等比較的高い山が集中している。

東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布している。

また、厚東川を中心に南部一帯は粘土、砂礫よりなる新生代沖積層より成っている。

第4項 気象

瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。

年平均気温は17.0度（2023年）で、降水量は平年値1,527.2mmで県内では少雨地域である。

（平年値は、1991～2020年の観測値によるもの。）

第2節 災害履歴

第1項 強風による被害

1985（昭和60）年に、台風による強風により防潮扉が倒れ、その下敷きとなり1名の人命が失われた。

1991（平成3）年には、台風19号による強風により太陽熱温水器が落下し、1名の人命が失われた。また、塩害や電柱倒壊等により長時間停電が発生した。（宇部空港51.4 m/s）

また1970（昭和45）年宇部市で竜巻が発生し負傷者2人、半壊家屋1棟、一部損壊家屋11棟の被害が発生した。

1999（平成11）年の台風18号は、最大瞬間風速58.9 m/s（観測史上最大）を記録し、山陽小野田市では竜巻も発生した。

2004（平成16）年の台風18号では、最大風速32.0 m/s（観測史上最大）を記録し、市内全域で停電が発生、最大4日間続いた。

第2項 大雨による被害

1930（昭和5）年に、台風による大雨で昭和開作堤防が決壊し、西沖ノ山炭鉱で21人の犠牲者が出た。

1950（昭和25）年、キジア台風による大雨で西沖堤防が決壊し、浸水家屋が3,000棟となる被害が発生した。

1953（昭和28）年、台風2号と前線の影響により真締川堤防が3ヵ所決壊し、死者1人、全半壊住宅29棟、浸水家屋が3,707棟となる被害が発生した。（総雨量下関528.9 mm、日雨量下関265.7 mm）

1955（昭和30）年、台風22号により死者2人、全壊住宅84棟、半壊住宅123棟、浸水家屋2,220棟の被害が発生した。

1972（昭和47）年、47年7月豪雨により、小野で山津波が発生し、家もろとも100 m流され死亡1人、重傷者1人となる被害が発生した。その他市全域で、負傷者9人、全壊住宅8棟、半壊住宅2棟、一部損壊住宅86棟、床上浸水525棟、床下浸水2,906棟となる被害が発生した。

1993（平成5）年、台風5号による大雨で水嵩の増した水路に転落し死亡1人、床上浸水84棟、床下浸水1,272棟となる被害が発生した。

また同年は、停滞前線による大雨で東岐波日の山で山腹崩壊があり、負傷者2人、半壊住宅1棟、一部損壊住宅3棟となる被害が発生した。

1995（平成7）年、台風14号による大雨で琴芝を中心として床上浸水178棟、床下浸水1,063棟となる被害が発生した。（宇部空港81.0 mm/h）

2009（平成21）年、平成21年7月中国・九州北部豪雨により、本市北部を中心に、半壊4棟、床上浸水42棟、床下浸水201棟となる被害が発生した。（最大1時間雨量90.0 mm [7月21日7:10～8:10小野]、最大日雨量320.5 mmで宇部市での過去最大雨量を記録）

第3項 高潮による被害

第二次世界大戦中の1942（昭和17）年8月27日には、台風の直撃と満潮時間が重なり、沿岸全域に未曾有の被害をもたらした。

とりわけ、厚東川河口の堤防の決壊で、厚南・藤山地区は297人の死者・行方不明者を出した。

高潮による最大潮位偏差は163cm、最高潮位はTP367cm=DL578cm（既往最高位）が記録された。

（人）

種別	死亡	行方不明	負傷	合計
人数	232	65	118	415

（棟）

種別	流失	倒壊	半壊	浸水	合計
住宅	472	71	643	5,082	6,268
その他	58	98	175	10,201	10,532
合計	530	169	818	15,283	16,800

1999（平成11）年9月24日には、台風18号が宇部市に上陸し、満潮時間と重なったため、特に東岐波・西岐波地区の沿岸部に甚大な被害をもたらした。

また、山口宇部空港が護岸の崩壊により水没し、5日間にわたり閉鎖された。

重傷者4名、軽傷者7名を出したが、幸いにも死者・行方不明者はいなかった。

高潮による最大潮位偏差は223cm、最高潮位はTP363cm=DL574cmが記録された。

（人）

種別	死亡・行方不明	重傷	軽傷	合計
人数	0	4	7	11

（棟）

種別	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
住宅	13	536	5,769	241	3,408	9,967
その他	42	28	—	—	—	70
合計	55	564	5,769	241	3,408	10,037

第4項 大雪による被害

1963（昭和38）年、1968（昭和43）年に、大雪による電柱倒壊等により長時間停電が発生した。

第5項 雷・雹による被害

1987（昭和62）年、東岐波花園で落雷により死者1名を出した。

第3節 災害特性

第1項 強風による被害の特性

風による被害は、飛来物による被害、建物・樹木等の倒壊、火災の延焼、塩害等があり、中でも人的被害は、最大瞬間風速が 22 m/s を超えると急速に増大する傾向にある。

第2項 大雨による被害の特性

雨による被害は、水害と土砂災害に分けられる。近年は河川の改修が進んだため、大河川の氾濫は少なくなったが、開発の進展による保水・遊水機能の低下等により、中小河川の内水氾濫や土砂災害の発生が多くなっている。特に満潮が重なると低地での浸水害が発生しやすくなる。

本市における大雨の被害は、台風と梅雨によるものが多い。特に、梅雨末期における集中豪雨は、大きな被害をもたらすことが多い。

台風の場合は、勢力の強い台風が九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後に北東に進んだ場合には、大きな被害が生じている。(昭和17年周防灘台風、平成3年台風19号等)

本市では、時間雨量 30 mm 以上、日雨量 100 mm 以上で被害が出始めることが多い。

第3項 高潮による被害の特性

高潮による被害は、台風による気圧の降下と強風により発生する。一般に、南向きに開いた湾の西側を台風が北上すると、南よりの強風が湾の奥に向かって吹きつづけることになり、高潮が起きやすい。

しかし、周防灘では、関門海峡が非常に狭くなっているため、強い東よりの風によって吹き寄せられる海水が玄界灘に流出する量より大きくなると、高潮が発生する。特に満潮時刻に近い時間に台風接近が重なると、異常に海面が上昇し、大きな被害をもたらす。(平成11年台風18号)

第4項 大雪による被害の特性

大雪は、冬に九州南岸を低気圧が通過するような場合にしばしば見られる。近年においてはあまり積雪がないので、わずかの積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生する。

第5項 雷・雹による被害の特性

雷・雹は、ともに積乱雲がもたらす場合が多く、強さや発生間隔の変化が激しく、また非常に局地性が強い。

第4節 災害想定

第1項 強風の想定

台風による最大瞬間風速は、 70 m/s とする。
(昭和40年台風23号、室戸岬 69.8 m/s)
竜巻による最大瞬間風速は、 90 m/s とする。
(平成2年茂原竜巻、約 90 m/s)

第2項 大雨の想定

時間雨量は、 150 mm/h とする。(昭和47年、潮岬 145 mm/h)
日雨量は、 600 mm/day とする。(昭和14年、宮崎 587 mm/day)

第3項 高潮の想定

最高潮位は、 $\text{TP } 3.89\text{ m}$ とする。(昭和17年防府富海 3.89 m)

第4項 大雪の想定

積雪は、 40 cm とする。(明治16年下関 39 cm)

第5節 大規模災害想定

高潮災害

本県で起こりうる大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、周防高潮と呼ばれる本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つであると考えられる。ここでは高潮災害について、述べる。

1 山口県の高潮ハザードマップ

本県の瀬戸内海(周防灘)沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

現在想定では、山口南沿岸においては上陸時の気圧が我が国における既往最大規模の台風(室戸台風等)が、山口北沿岸においては本県を通過した既往最大規模の台風(枕崎台風等)が、最悪のコースを通過した場合を想定している。

2 想定される災害の姿等

(1) 高潮潮位

ア 堤防の整備

県が管理する護岸や堤防は、山口県高潮対策検討委員会の提言(平成12年7月)を受けた潮位により整備を進めており、現時点での堤防等の整備率は約60%である。従って、今後も県内沿岸部各地で高潮被害発生の可能性は十分考えておく必要がある。

イ 想定台風

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の襲来も将来的には考えておく必要がある。

ウ 内水はん濫への対応

豪雨と高潮の同時発生、またこれによる内水はん濫という最悪のシナリオも考えておく必要がある。水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水はん濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

エ 防波堤の老朽化

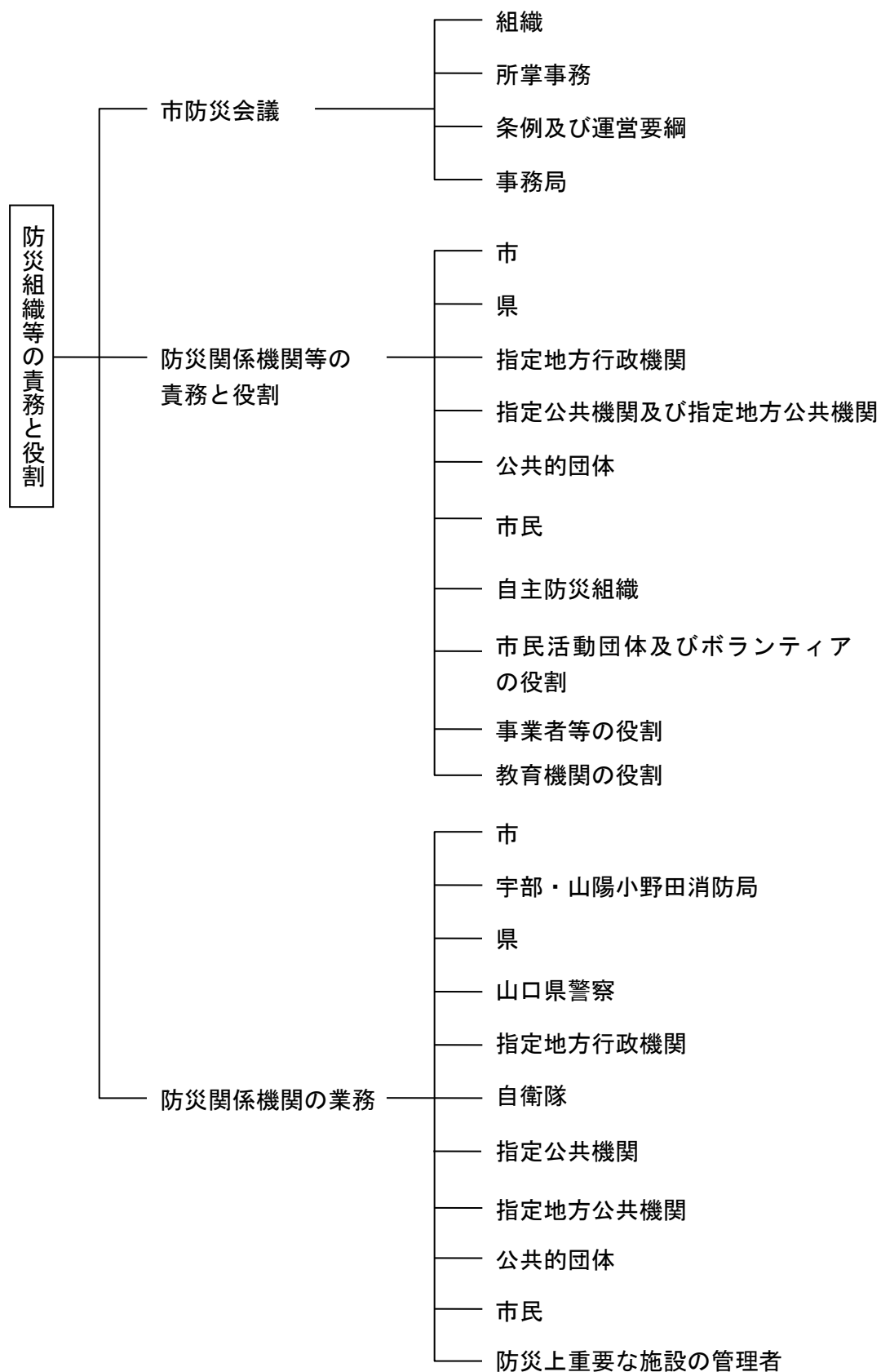
他県では堤防等が高潮で倒壊して死者が出た事例もあり、本県でも堤防等の老朽化が進んでいる可能性があるので高さだけでは安心できない。

(2) ハザードマップ

宇部市の高潮ハザードマップは、過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位※を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

※ 我が国における既往最大規模の台風が大潮の満潮時に襲来(概ね1,000年以上確率)し、それぞれの海岸で波高が最大となる条件

第3章 防災組織等の責務と役割



第1節 市防災会議

第1項 組織

災対法第16条及び宇部市防災会議条例（昭和38年条例第27号）に基づき設置された市の附属機関であって、組織の概略は次のとおりである。

1 会長

宇部市長

2 委員

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- （2）陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- （3）山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- （4）山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （6）教育長
- （7）宇部・山陽小野田消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- （8）消防団長
- （9）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- （10）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- （11）その他市長が特に必要があると認めて任命する者

3 専門委員

防災に関する専門事項を調査するために臨時的に置くことができる。

4 幹事

委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

[資料] 1－3－1 防災会議委員名簿

[資料] 1－3－2 防災会議幹事名簿

第2項 所掌事務

- 1 宇部市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 市の地域に関わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限の属する事務。
具体的には、次のとおりである。
 - （1）地域防災計画の作成
 - （2）毎年地域防災計画を検討し、必要があると認めるときは修正する。
 - （3）地域防災計画を作成又は修正したときは、速やかに山口県知事（防災危機管理課）に

報告するとともに、その要旨を公表する。

第3項 条例及び運営要綱

[資料] 1－3－3 防災会議条例

[資料] 1－3－4 防災会議運営要綱

第4項 事務局

宇部市総務部防災危機管理課

電話

0836－34－8139

携帯

090－8999－4900

090－8999－4901

090－8999－4902

090－8999－4905

090－3177－4904

080－8247－9066

080－8247－9067

080－8247－9068

090－7130－3772

FAX

0836－29－4266

第2節 防災関係機関等の責務と役割

第1項 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互

に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

第４項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

第５項 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

第６項 市民

市民は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、自ら及び家族が被災しないよう平常時から備えるものとする。

また、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は災害が発生したときは、市又は防災関係機関に通報するものとする。

市民は、地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災及び減災活動に積極的に参加するとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に参加するよう努めるものとする。

第７項 自主防災組織

自主防災組織は、組織力及び地域内のネットワークを活用し、地域における防災及び減災活動に取り組むものとする。

自主防災組織は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第８項 市民活動団体及びボランティアの役割

市民活動団体及びボランティアは、組織力及びネットワークを活用し、自らの活動の中で防災及び減災活動に取り組むよう努めるとともに、行政の活動を補完する活動に努めるものとする。

市民活動団体及びボランティアは、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第９項 事業者等の役割

事業者等は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、従業員及び事業所に来所する者並びに事業所の周辺地域に居住する市民の安全の確保に努めるものとする。

事業者等は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

第10項 教育機関の役割

教育機関は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、幼児、児童、生徒又は学生（以下、「児童等」という。）が災害時において自らの安全を確保するために適切に対応できるよう、それぞれの発達段階に応じた防災及び減災に関する教育の実施に努めるものとする。

教育機関は、その所属する教職員及び児童等に対し、地域における防災及び減災活動への積極的な参加を促すとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

大学、大学院、短期大学、高等専門学校その他の高等教育機関は、その教育的立場及び専門的見地から災害に強い安心で安全なまちづくりに向けての調査、研究及びこれらの成果を地域における防災及び減災活動に活用し、普及することができるよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関の業務

第1項 市

- 1 宇部市防災会議に関する事
- 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関する事
- 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関する事
- 4 防災に関する施設又は設備の整備に関する事
- 5 宇部市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関する事
- 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関する事
- 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関する事
- 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関する事
- 9 消防、水防その他の応急措置に関する事
- 10 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
- 11 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 12 保健衛生、文教、治安対策に関する事

- 13 施設設備の応急復旧に関すること
- 14 緊急輸送の確保に関すること
- 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること
- 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること
- 17 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること
- 18 災害広報に関すること
- 19 ボランティアの活動支援に関すること
- 20 義援金品の受入れ・配分に関すること

第2項 宇部・山陽小野田消防局

- 1 防災に関する訓練の計画、立案の指導・助言に関すること
- 2 防災に関する施設設備の調査に関すること
- 3 災害に関する情報等の収集、伝達計画に関すること
- 4 被災者の救難・救助計画に関すること
- 5 避難・誘導活動に関すること

第3項 県

- 1 防災に関する組織の整備に関すること
- 2 防災に関する訓練の実施に関すること
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄に関すること
- 4 防災に関する施設及び設備の整備に関すること
- 5 防災行政無線（地上系・衛星系）の管理運営に関すること
- 6 災害情報等の収集・伝達及び被害調査報告に関すること

- 7 水防その他の応急措置に関する事
- 8 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 9 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関する事
- 10 清掃・防疫その他の保健衛生に関する事
- 11 施設及び設備の応急復旧に関する事
- 12 緊急輸送の確保に関する事
- 13 災害復旧の実施に関する事
- 14 災害広報に関する事
- 15 ボランティアの活動支援に関する事
- 16 市町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整に関する事
- 17 防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての総合調整に関する事

第4項 山口県警察（宇部警察署）

- 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事
- 2 被災者の救出・救護に関する事
- 3 避難の指示及び誘導に関する事
- 4 緊急交通路の確保に関する事
- 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事
- 6 遺体の検視に関する事
- 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防、その他の社会秩序等に関する事
- 8 緊急車両通行証明書の発行に関する事

第5項 指定地方行政機関

- 1 中国四国農政局
 - (1) 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること
- 2 中国経済産業局
 - (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
 - (2) 災害時の物価安定対策に関すること
 - (3) 被災中小企業の支援に関すること
- 3 中国四国産業保安監督部
 - (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保に関すること
- 4 九州運輸局（下関海事事務所）、中国運輸局（山口運輸支局）
 - (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
 - (2) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
 - (3) 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること
 - (4) 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること
 - (5) 鉄道及び軌道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること
- 5 中国地方整備局（宇部港湾・空港整備事務所、山口河川国道事務所宇部国道維持出張所）
 - (1) 港湾施設、海岸保全施設の整備に関すること
 - (2) 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること
 - (3) 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関すること
 - (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること
- 6 大阪航空局（山口宇部空港出張所）
 - (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること
 - (2) 航空機事故の応急対策に関すること
 - (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること
- 7 第七管区海上保安本部（宇部海上保安署）
 - (1) 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること
 - (2) 航路標識の施設の保全に関すること
 - (3) 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること
 - (4) 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること
 - (5) 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること
 - (6) 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること
 - (7) 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること
- 8 福岡管区气象台（下関地方气象台）
 - (1) 気象、地象（地震を除く）及び水象の予報及び特別警報、警報、注意報の発表及び通報

に關すること

- (2) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に關すること
- (3) 気象、地象及び水象に關する情報の収集及び発表に關すること
- (4) 災害發生時における気象観測資料の提供に關すること

9 中国綜合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に關すること
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保に關すること
- (3) 災害時における非常通信の運用監督に關すること
- (4) 非常通信協議会の指導育成に關すること
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に關すること

10 山口労働局（宇部労働基準監督署）

- (1) 工場等、事業場における安全衛生管理に關すること
- (2) 災害復旧事業実施に伴って發生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に關すること
- (3) 労働者災害補償保険の業務に關すること

11 中国四国地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に關すること
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に關すること
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整に關すること

12 中国四国防衛局

- (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に關すること
- (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整に關すること

13 中国地方測量部

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に關すること。
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に關すること。
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に關すること。

第6項 自衛隊（陸上・海上・航空）

1 災害派遣の準備に關すること

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 防災に關する教育訓練の実施

2 災害派遣の実施

- (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施

(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第7項 指定公共機関

1 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部、宇部新川駅）

- (1) 旅客の避難、救護に関する事
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事
- (3) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事

2 西日本高速道路株式会社

- (1) 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関する事
- (2) 緊急輸送道路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関する事

3 西日本電信電話株式会社（山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

4 株式会社NTTドコモ（中国支社山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

5 KDDI株式会社（中国総支社）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

6 ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

7 日本銀行（下関支店）

災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること

8 日本赤十字社山口県支部

- (1) 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関する事
- (2) 輸血用血液の確保、供給に関する事
- (3) 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関する事
- (4) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う援助に関する自発的協力の連絡調整に関する事

(5) 義援金品の受入れ・配分に関する事

9 日本放送協会（山口放送局）

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事
- (2) 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関する事
- (3) 放送施設、設備の整備保守管理に関する事

10 日本通運株式会社（宇部支店）

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関する事

11 中国電力ネットワーク株式会社（宇部ネットワークセンター・山口ネットワークセンター）

- (1) 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事
- (2) 被災施設、設備の応急復旧に関する事

12 日本郵便株式会社（宇部郵便局）

- (1) 郵便物の送達確保及び郵便窓口業務の維持に関する事
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事
- (3) かんぽ生命保険業務の非常取扱に関する事
- (4) 利用者の避難誘導に関する事

第8項 指定地方公共機関

1 一般社団法人 山口県バス協会、サンデン交通株式会社、防長交通株式会社

- (1) 旅客の安全確保に関する事
- (2) 避難者、救助物資の輸送の協力に関する事
- (3) 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関する事

2 山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事
- (2) 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関する事
- (3) 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関する事
- (4) 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関する事

3 一般社団法人 山口県医師会（一般社団法人 宇部市医師会）

- (1) 救急医療及び助産活動に関する事
- (2) 負傷者の収容並びに看護に関する事

4 公益社団法人 山口県看護協会

- (1) 救急救護活動
ア 救急医療及び助産活動に関する事

イ 負傷者の収容及び看護に関すること

(2) 健康管理活動

避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務

5 一般社団法人 山口県トラック協会

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること

6 公益社団法人山口県歯科医師会（一般社団法人宇部歯科医師会）

(1) 災害時における救急歯科医療に関すること

(2) 災害時における歯科保健活動に関すること

(3) 身元確認活動に関すること

7 一般社団法人山口県薬剤師会（一般社団法人宇部薬剤師会）

(1) 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること

(2) 防疫・その他保健衛生活動に関すること

8 一般社団法人山口県建設業協会

(1) 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること

(2) 災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関すること

9 山口合同ガス株式会社

(1) ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること

(2) 災害時におけるガスの供給確保に関すること

(3) 被災設備の応急対策及び復旧に関すること

第9項 公共的団体

宇部市社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動に関すること

第10項 市民

(1) 風水害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること

(2) 市及び県が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること

第11項 防災上重要な施設の管理者

1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

(1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること

(2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策の実施に関すること

2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者

- (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
- (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること

3 社会福祉施設、学校等の管理者

- (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること
- (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること

4 その他の企業

- (1) 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施
- (2) 従業員に対する防災教育訓練の実施
- (3) 防災組織体制の整備
- (4) 施設の防災対策及び応急対策の実施
- (5) 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄